

## 令和 8 年度 第 1 回 大洗町 運賃協議分科会 次第

日時：令和 8 年 5 月 11 日（月）

午後 1 時 30 分～

場所：大洗町役場 3 階会議室

1 開 会

2 委員委嘱

3 分科会長挨拶

4 協議事項

議案第 1 号 大洗町内循環バス再編に係る運賃改定について

5 そ の 他

6 閉 会

< 配布資料 >

- ・ 次第（本紙）
- ・ 出席者名簿
- ・（資料 1）運賃協議分科会の運用について
- ・（資料 2）町内循環バスの運賃改定について
- ・（資料 3）大洗町地域公共交通計画改定（案）等に係るパブリックコメントの結果について
- ・ 大洗町運賃協議分科会設置要綱
- ・ 大洗町運賃協議分科会委員名簿

大洗町運賃協議分科会出席者名簿(2026.5.11開催)

敬称略

区分			所属	役職	氏名	備考
1	1号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	柿本 憲治	
2	2号	協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	茨城交通株式会社	水戸オフィス 運輸部運輸課長	石井 章二	
3	3号	町民又は利用者の代表	大洗町議会	議長	(欠席)	
4			大洗町商工会	会長	山戸 章弘	
5			一般社団法人大洗観光協会	会長	(欠席)	
6			大洗町社会福祉協議会	事務局長	小林 健	
7	4号	町長の指名する町職員(担当部局責任者)	まちづくり推進課	課長	海老澤 督	会長

オブザーバー

所属	役職	氏名	備考
茨城大学	名誉教授	山田 稔	

事務局

所属	役職	氏名	備考
大洗町 まちづくり推進課	まちづくり専門担当主査	松山 俊之	
	係長	鈴木 純子	
	主事	佐久間 由佳	

## 運賃協議分科会の運用について

### 1. 運賃協議分科会の位置付け（制度概要）

大洗町町内循環バスの運賃（協議運賃）は、道路運送法第9条第4項に基づき、地域公共交通会議の分科会である「運賃協議分科会」において協議・決定することができます。

また、運賃の設定または変更にあたっては、事前に公聴会やパブリックコメント等により住民等の意見を把握する必要があります。

協議が調った場合は、その内容を地域公共交通会議へ報告のうえ、国土交通大臣へ届出を行います。

### 2. 今回の協議の目的

令和8年10月1日に予定している町内循環バスの再編に伴い、運賃協議を行う必要があるため、本分科会において協議をお願いするものです。

本件は、道路運送法第9条第5項に基づき実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、最終的な運賃案を決定することを目的としています。

### 3. 本日まで協議いただきたい事項

- ①町内循環バスの新たな運賃体系（案）の妥当性
- ②パブリックコメントで示された主な意見への対応方針
- ③運賃改定の実施時期（令和8年10月1日）

## 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

### これまで

#### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

### 令和5年10月1日以降

#### 【公聴会の開催等\*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

## (運賃) 協議会の進め方の例について

### ○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。  
地域公共交通会議の要綱に
  - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
  - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。  
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。  
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

### ○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
  - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
  - ③自治会への説明会（住民、利用者）
  - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

#### 【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

### ○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。  
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

出典：「一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について」/国土交通省

## 町内循環バスの運賃改定について

### 1. 運賃改定の理由

大洗町では、公共交通機関の利用促進による交通渋滞の緩和、観光施設や商店街との連携による地域活性化、公共交通空白地域にお住まいの方の移動手手段の確保を目的として、平成14年から町内循環バスを運行しています。

令和6年度の年間利用者数は60,737人であり、運行経費は2,075万円、運賃収入は520万円となっています。不足する1,555万円は町が負担しており、利用者1回あたり約340円の経費に対し、約250円を公費で補填している状況です。

近年は人件費や燃料費の高騰により運行経費が増加しており、現在の運賃水準のままでは持続的な運行が困難となることが懸念されています。また、平成14年の運行開始以降、運賃を一度も改定しておらず、現行の水準は現在の運行コストや県内の運賃動向と比べて見直しが必要な状況となっています。

このため、町内循環バスのルート再編とあわせて、運賃改定を実施することとしています。具体的な運賃水準については、「3. 運賃改定案」に示すとおりです。

なお、本案については、令和8年4月1日（水）～14日（火）にパブリックコメントを実施しました。

### 2. 実施日

令和8年10月1日（木）

※同日より町内循環バスの再編を予定しています。

### 3. 運賃改定案

区 分		現 行	改 定 案
乗車券 (1回について)	おとな（中学生以上）	100円	200円
	こども（小学生）	50円	100円
	幼児（1歳以上、 小学校入学まで）	旅客（6歳未満のこどもを除く）1名同伴にて2人までは無料、3人目からはこども運賃 （幼児のみの乗車はこども運賃）	旅客（6歳未満のこどもを除く）1名同伴にて2人までは無料、3人目からはこども運賃 （幼児のみの乗車はこども運賃）
	0歳児	無料	無料
乗車券 (1回について) 障がい者割引	おとな（中学生以上）	50円	100円
	こども（小学生）	30円	50円
1日フリー乗車券 (乗り降り自由)	おとな（中学生以上）	200円 ※海遊号限定	500円 ※全便対象
	こども（小学生）	100円 ※海遊号限定	250円 ※全便対象
回数券		1冊1,000円 (50円×22枚綴り)	1冊1,000円 (50円×22枚綴り)

※小学校通学を目的に乗車する場合の町内循環バス運賃について、保護者負担額が変わらないように町で助成することを検討しています。

募集期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）
周知方法	町公式ホームページ，町公式LINE，週報，防災行政無線
提出方法	持参，郵送，ファクシミリ及び電子メール
提出者数	2名
意見数	7件

## 寄せられたご意見と町の考え方

意見番号	ご意見	町の考え方
<b>【ルート変更について】</b>		
1	祝町ルートが増えること，毎日になること，とても助かります。 また，茨城交通の路線バスの「大洗駅乗り入れ」は，住民はもちろん観光客にとっても朗報だと思います。	ご評価いただきありがとうございます。本再編案では，回送便を活用した祝町ルートの新設・毎日運行とともに，大洗駅への乗り入れ強化により，通勤・通学および観光利用の双方の利便性向上を図っております。今後も利用状況を踏まえ，必要な見直しを行ってまいります。
<b>【運賃改定について】</b>		
2	残念ながら，やむを得ないと思います。	ご理解いただきありがとうございます。 引き続き一人でも多くの方にご利用いただけるような環境づくりを進めながら，持続可能性の確保に努めてまいります。
3	今回の改正案はおおむね良いと思いますが，一日 500円は高いかな？料金をあげても利用者を増やす手順も増やさないと。	一日乗り放題500円については，他自治体の類似制度や運行経費等を踏まえ設定しております。また，観光施設の割引特典を付与することで，利用価値の向上を図っております。いただいたご意見のとおり，運賃設定とあわせて利用促進が重要であると認識しており，利用促進策の充実に取り組んでまいります。
<b>【その他のご意見】</b>		
4	<b>【乗り継ぎ時間について】</b> 現在，海遊号が大洗駅に到着後，1，2分で電車が出発してしまう便があります。いろいろな年齢層が利用しますので，もう少し時間に余裕があるとよいかと思えます。次の電車までかなり待ち時間がある便もあります。すべて良い乗り継ぎは無理だと思いますが・・・。	今回の再編案では，大洗鹿島線との接続を意識し循環バスのダイヤを編成しています。しかしながらご意見のとおり，すべての便で接続性の確保は困難ですが，今後も可能な限り調整してまいります。
5	<b>【路線バスと海遊号バス停の位置について】</b> 場所により，バス停の位置が違うところがあるため，観光客が間違えて待っている人がいました。よりわかりやすい表示が必要かと思えます。	今回の再編案で，可能な範囲で路線バスと循環バスのバス停位置を揃えるよう見直しています。バス停の位置については，設置経緯や道路条件等により，同一位置に設置できない箇所があります。一方で，利用者にとって分かりやすい案内は重要であると認識しており，案内表示の改善や情報発信の強化などにより，利便性向上に取り組んでまいります。

6	<p><b>【時刻表等の情報周知について】</b></p> <p>以前、ホテルスタッフと観光客らしい2人が走って信号待ちの循環バスのドアをたたきました。運転手さんがドアを開け乗車させていましたが「時刻表より早い時間に通過するなんて等々」と話していました。スタッフが循環バスと路線バスの時刻表の違いを把握していなかったのが原因かと思います。今回の再編を機会にホテル等のスタッフはもちろん、利用者（住民）にも情報として周知できれば良いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、時刻や運行内容に関する正確な情報の周知は重要であると認識しております。再編にあわせて、時刻表や利用案内の配布・掲示の充実に加え、関係事業者への周知強化を図り、利用者の混乱防止に努めてまいります。</p>
7	<p><b>【全体的な意見】</b></p> <p>アンケートでバスを使わない意見が3割あるが、これを減らさない。例えばひたちなか市の循環バスの利用者数は参考にされましたか？利用路線（町民と町外の方）で料金を変えるのも一番かと。たまには「乗ってやっか」って考えの町民であってほしいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。他自治体の事例については参考としており、本再編案においても運行内容の見直し等に反映しております。生活交通と観光輸送の運賃区分設定については、利用者区分の判定や運用面での課題があることから、現時点では一律料金としておりますが、利用状況や今後の技術動向等を踏まえ、導入の可能性について検討してまいります。あわせて、利用促進に向けた取組を進めてまいります。</p>